

ニュース解説

2024年9月号

株式会社ワーク・アビリティ(編集部)
〒150-0013 渋谷区恵比寿1-30-8 フォレスト恵比寿2F
TEL:03-5789-2200 FAX:03-5789-2705

目次

ニュース解説

均等法の「間接差別」を裁判で認定	… 1
改正育児介護休業法のポイントまとめ	… 1
2023年「労働災害発生状況」4日以上休業は前年比3,000人増	… 2
若い世代ほど転職は退職のきっかけに	… 2
”年取の壁”がなければ労働時間を延ばしたい	… 2
育児休業給付が実質10割に、時短勤務にも給付金	… 2
雇止め理由証明書を発行してほしいと言われたら	… 3
テレワークでの長時間労働が労災認定	… 3

ニュース解説

※顧問先のご指導の際、お手元の参考資料としてご利用ください。

今月の「事務所ニュース」に掲載した主なニュースの情報源となる統計・法令・資料などは、以下のとおりです。

P.1 総合職のみに家賃補助

均等法の「間接差別」を裁判で認定

いまだに男性を厚遇しなければ経営が成り立たないと考える経営者がいることが残念です。性別、年齢、雇用形態に係わらず、能力を発揮できる働き方を考えていきましょう。

情報源

◆記事で紹介した裁判

「AGC グリーンテック事件」令和6年6月13日 東京地裁判決

P.2 特集 小学校就学前までの措置を義務化、介護にも個別の意向確認

改正育児介護休業法のポイントまとめ

育児介護休業法の改正法が成立し、段階的に施行されます。今回、育児関係は休業以外の制度が充実しました。介護関係は、介護離職の防止に配慮したものなどです。

情報源

育児・介護休業法が改正されました ～令和7年4月1日から段階的に施行～（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

P.4

2023年「労働災害発生状況」 4日以上休業は前年比3,000人増

労働災害の派生状況を紹介しました。高齢者による転倒が多くなっています。

 情報源

令和5年の労働災害発生状況を公表（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40395.html

▽別添：労働災害発生状況

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/001100029.pdf>

▽参考資料1：労働災害発生状況の分析等

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/001099504.pdf>

P.4

若い世代ほど転勤は退職のきっかけに

私生活を重視する若者が増えていますが、意識調査によると、「転勤」がきっかけに退職を考える人が増えています。

 情報源

「転勤」に関する意識調査（2024）（エン・ジャパン）

<https://corp.en-japan.com/newsrelease/2024/36874.html>

P.5

“年収の壁”がなければ労働時間を延ばしたい

ますます聞こえる年収の壁問題。調査から、103万円が最も意識されていることが分かりました。抜本的な解決策を政府に検討していただきたいところです。

7 ページです。

 情報源

年金に関する調査2024（連合）

<https://www.jtuc-rengo.or.jp/info/chousa/data/20240514.pdf>

P.6

すっきりわかる。社会保険

育児休業給付が実質10割に、時短勤務にも給付金

育児休業給付がさらに充実することになりました。男性の育児休業の取得率は、今でも徐々に増えてきていますが、大きく伸びることになるのでしょうか。

情報源

令和6年雇用保険制度の改正内容について（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律）（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40723.html

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の概要
<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001263453.pdf>

P.7 人事労務の法律ミニ教室

雇い止め理由証明書を発行してほしいと言われたら

有期労働契約の「雇い止め」について、注意点を解説しました。

情報源

有期労働契約の締結、更新および雇い止めに関する基準について（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/12/dl/h1209-1f.pdf>

有期労働契約の締結、更新および雇い止めに関する基準（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/02/dl/s0223-12v.pdf>

P.8 労務ひとこと

テレワークでの長時間労働が労災認定

通勤ストレスのない便利な働き方と思われがちですが、長時間労働になりやすいデメリットもあります。いつでもパソコンを開いて仕事ができるため、忙しいと、つい仕事をしてしまうのです。

情報源

◆記事の労災認定

横浜北労働基準監督署による労災認定

「事務所ニュース」の乱丁・落丁、掲載記事の誤字その他の誤りについては、随時、電話・FAXまたは電子メールでお受けします。ただし、内容へのご質問は恐縮ですが原則として有料となります。

株式会社ワーク・アビリティ（編集部）TEL.03-5789-2200 FAX.03-5789-2705